

# 令和8年度「広報ほくえい」デザイン編集支援業務仕様書（案）

## 1 業務名

令和8年度「広報ほくえい」デザイン編集支援業務

## 2 業務の目的

本業務は、町が発行する「広報ほくえい」において、プロの視点による質の高いデザイン・レイアウトを導入することで、読者にとって「読みやすく、親しみやすく、手に取ってもらえる広報紙」を目指すことを目的とする。また、ユニバーサルデザイン（UD）の視点を取り入れ、すべての町民に正確な情報を届けるものとする。

## 3 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

（※年度当初に基本デザインを確定させるため、早期の着手が必要となります）

## 4 業務内容

### （1）基本デザイン（マスターデータ）の作成（年度当初）

令和8年度からのリニューアルに伴い、誌面全体の基本レイアウト、配色ルール、使用フォント、ロゴデザイン、コーナー見出し、および固定ページ（12ページ分）のデザインテンプレート（以下「マスターデータ」という）を策定・作成すること。

### （2）毎月のデザイン・レイアウト制作

#### ① 表紙デザイン（毎月必ず実施）

広報紙の顔となる表紙のデザイン制作を毎号行うこと。

#### ② 特集記事等のデザイン（3～5ページ程度を想定）

巻頭特集記事等のデザイン・レイアウト制作を行うこと。なお、特集記事の掲載がない月は、町が指定する重要記事のデザイン制作、または次項に定めるデザインアドバイス業務を強化するものとする。

### （3）デザインガイドライン（トーン&マナー）の策定

印刷業者が担当する「通常ページ」において、誌面全体の統一感を維持するためのデザインルールをまとめ、町および印刷業者に共有すること。

#### (4) 印刷業者へのデータ供給

制作したデザインデータを、印刷業者による最終集約工程に支障のない形式(Illustrator 等)で提供すること。

#### (5) 町に対するデザインアドバイスおよび品質管理

プロの視点から、町担当者に対し、以下の助言・提案を行うこと。

- ①紙面全体の品質向上のためのレイアウト、写真選定、配色等の改善提案。
- ② ユニバーサルデザイン (UD) およびカラーユニバーサルデザイン (CUD) に配慮した紙面構成のアドバイス。特に、色覚の多様性に配慮した配色や、判読性の高いフォントの選定等、有資格者による客観的な視点に基づき、印刷業者が作成した紙面に対する具体的な改善案を町に提示すること。
- ③校正段階において、印刷会社が作成した紙面（通常ページ等）のクオリティを確認し、修正すべき点や改善案を町に提示すること。

### 5 制作体制・連携

#### (1) 専任の担当者の配置

本業務を円滑に遂行するため、主担当となるデザイナーを配置すること。また、誌面制作（編集・制作・デザインアドバイス等）にあたっては、UD（ユニバーサルデザイン）またはCUD（カラーユニバーサルデザイン）に関する有資格者（UD アドバイザー、カラーユニバーサルデザインコーディネーター等）を関与させ、専門的知見に基づく編集および校正を行うこと。

#### (2) 印刷業者との連携

本業務は、別途町が委託する「印刷業者」との共同作業を前提とする。以下の点について印刷業者と緊密に連携すること。

- ① 使用ソフトのバージョン、フォント、カラー設定等の技術的仕様の事前統一。
- ② 印刷業者へのデータ受け渡し時期および方法の確認。
- ③ 印刷業者による最終組版時におけるデザイン上の疑義への対応。

#### (3) 町との協議

毎号のテーマに基づき、町担当者と打ち合わせを行い、町の意図を汲み取ったデザインを提案すること。また、校正作業において町が印刷業者への的確な指示出しが行えるよう、専門的な知見から町の全面的にバックアップすること。

## 6 技術的仕様

(1) 使用文字：ユニバーサルデザインフォントを基本とする。

(2) カラー：カラーバリアフリーに配慮した配色を行うこと。

(3) 使用ソフト：Adobe InDesign、Illustrator 等、印刷業者が標準的に取り扱い可能なソフトを使用すること。

## 7 納品

### (1) 毎号の納品

毎号、町が指定する期日（印刷業者への入稿期限に合わせた日）までに、完成したデザインデータを印刷業者および町へ提出すること。

### (2) 年度末の最終成果品納品

契約期間の終了までに、1年間の運用を通じてデザインの微調整や改良を加えた「最終版のマスターデータ（最新のレイアウトテンプレート一式）」を、次年度以降も町が継続して利用できる形式（編集可能な生データ等）で納品すること。これには、以下のものを含む。

- ① 最新の状態に更新された基本レイアウト、配色、フォント設定等のテンプレートファイル
- ② 誌面で使用したロゴ、アイコン、装飾パーツ等の素材データ一式

## 8 著作権の帰属

本業務により作成されたデザイン、レイアウト、マスターデータ等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、町に帰属するものとする。（受託者は町に対し、著作者人格権を行使しないものとする）